各 位

株式会社 岩手銀行

普通預金規定の改定について

岩手銀行(頭取 岩山 徹)では、通帳発行手数料の新設にあたり、普通預金規定の改定を行います。 当行は、今後もお客さまへのサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお 願い申しあげます。

記

1. 改定内容

通帳発行手数料の条項を新設します。

普通預金規定(抜粋) 「通帳発行手数料」条項の新設

13の3 (通帳発行手数料)

- (1) 当行が定める日以降に新たに開設した預金口座について、所定の通帳の発行や繰越を行った場合または無通帳口座を選択後、新たに通帳発行を行った場合、当行が定める通帳発行手数料をお支払いいただきます。
- (2) 前項の手数料は、払戻請求書によらず当該預金口座から引落し、またはその他当行所定の方法によりお支払いいただきます。なお、一旦お支払いいただいた通帳発行手数料は返却いたしません。

2. 実施日

2022年10月3日(月)

以上

<本件に関するお問い合わせ先> 岩手銀行 事務統括部 滝沢・藤原

電話:019-623-1111 (代表)